解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年四月二十一日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月十六日

沖縄県八重山郡竹富町上原八六八

特定非営利活動法人西表島自然保護団体

清算人　満留　隆一

配当公告

北海道室蘭市中島町一丁目六番一五号

破産者　相馬　善男

右の者に対する札幌地方裁判所室蘭支部平成二十一年（フ）第四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、〇四四、三七五円

一、配当をすることができる金額

金一、三九一、八一四円

平成二十一年九月十六日

北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター三階　破産管財人　林　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道檜山郡江差町字新栄町七一番地、最後の住所北海道日高郡新ひだか町静内青柳町二丁目八番七号　被相続人　亡　石田幸太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階

相続財産管理人弁護士　大谷　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区北三十九条西五丁目二番、最後の住所札幌市東区北十三条東六丁目一番一八―一〇六号　被相続人　亡　小林眞智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階

相続財産管理人弁護士　大谷　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道檜山郡江差町字新栄町七一番地、最後の住所北海道日高郡新ひだか町静内青柳町二丁目八番七号　被相続人　亡　石田幸太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター三階　破産管財人　林　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市北光四丁目六九一番地の一〇三、最後の住所北海道千歳市長都駅前一丁目一七番一六号　被相続人　亡　足達　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

札幌市中央区大通西十三丁目四番地中菱ビル　相続財産管理人　佐藤　司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市北光四丁目六九一番地の一〇三、最後の住所北海道千歳市長都駅前一丁目一七番一六号　被相続人　亡　足達　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

札幌市中央区大通西十三丁目四番地パシフィックレジデンス大通公園三階

相続財産管理人弁護士　髙森　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県南津軽郡藤崎町大字福島字宮元八番地の一、最後の住所青森県南津軽郡藤崎町大字福島字宮元一四二番地一

被相続人　亡　三浦　鋭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

青森県弘前市大字上鞘師町一八番地一弘前商工会議所会館三階

相続財産管理人　弁護士　三上　和秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市下新城中野字街道端西二四番地の六、最後の住所秋田県秋田市飯島長野中町一番一四号　被相続人　亡　中川與治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

秋田県秋田市土崎港中央一丁目九番二七―二号　相続財産管理人　皆川　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市浜田字出小屋五一番地の一、最後の住所秋田県秋田市新屋前野町四番一九号　被相続人　亡　塚田　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

秋田県秋田市八橋本町三丁目七番一八号、伊勢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊勢　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市富田町字下赤沼一八番地六、最後の住所福島県郡山市富田町字下赤沼一八番地の六　被相続人　亡　南條　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

福島県郡山市麓山一丁目二番九号

相続財産管理人　町田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市龍江七四四六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　勝野　友和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

長野県飯田市上殿岡一九番地一四

相続財産管理人　司法書士　細井　敏通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県神崎郡南五個荘村大字川並町一三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　塚本　みと

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

事務所滋賀県東近江市佐野町四〇三番地六

相続財産管理人　岡田　史枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市芳井町池谷一八三七番地、最後の住所兵庫県西脇市黒田庄町岡四五一番地の一七　被相続人　亡　妹尾　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

兵庫県加東市上滝野一三四一―一

相続財産管理人　廣井　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡宜野座村字漢那一一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藝　カマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十六日

沖縄県名護市字宮里四五三番地の七　三階

なぎさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中西　良一

第64期決算公告

平成21年9月16日

東京都板橋区大山東町9番9号

菊池食品工業株式会社

代表取締役　菊池　幸

貸借対照表の要旨　（平成21年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,004,698	流動負債	974,134
固定資産	1,241,107	固定負債	942,795
繰延資産	9,636	**負債合計**	**1,916,929**
		株主資本	1,338,512
		資本金	52,000
		資本剰余金	12,030
		資本準備金	12,030
		利益剰余金	1,282,681
		利益準備金	4,670
		その他利益剰余金	1,278,011
		（内当期純利益）	（19,915）
		自己株式	△8,200
		純資産合計	**1,338,512**
資産合計	3,255,442	**負債・純資産合計**	3,255,442